

「成年後見制度と市民後見人への期待」

大阪市成年後見支援センター開設記念フォーラムより



- 弁護士……………青木 佳史氏
- 司法書士……………多田 宏治氏
- 社会福祉士……………田村 満子氏
- コーディネーター…岩間 伸之氏
(大阪市立大学大学院准教授)

岩間 ● 今回、船出する成年後見支援センターにどのような期待をされているのか。実際にこの制度に深くかかわってこられた3人の方にお話しただけこうと思います。では、田村さんから、よろしくお願いします。

田村 ● 私がまず具体的に期待したいのは「市民感覚」でということ。私が、もしご本人の被後見人や被保佐人さんたちの立場だったら、もっとこんなサービスを受けたいなというふうに率直に思われる、そういう感覚をまず大事にして考えたり、あるいは動いたりという根拠にさせていただきたいと思っています。

次に、その流れでもありますが「ていねいさ」。私たちは大体月に1回とか、何かあったときにプラスアルファでとか、非常に限定的にしか行けない。物理的な限界があって、なかなか足をじっくり運び続けることができないわけです。そのところはもう少していねいに、会う頻度が上がってもええんかなとか、もっと自然に、市民としてのおつき合いの延長で会えるというような環境がそこにあってもいいのかなと思っています。それと、協力関係を作ること。市民後見人が何をやるのか？ ということの本当の意味を社会的に理解してもらうには、もう少し時間がかかるのではと思っています。しかし、今回、市民後見人が、いろんな人の目の前で、地域の中で動き始めるわけです。われわれが後見人として動いたところで、社会福祉士、弁護士、司法書士が動いているというような、本来の業務のほうが前に出てしまうことがあります。市民後見人に動いていただけるということは、後見人として前面に出たかたちで活動を広めるいい機会ではないかと思っています。

ただ、なにもかも市民後見人に背負っていただくということではなく、今回、成年後見支援センターが開設されたことをふまえて、市民後見人が思う存分、活動できる仕組み作り、きちっとしたかたちでのバックアップは大阪市の責任であると思っています。無理せずがんばってください。

岩間 ● ありがとうございました。続いて、多田さんに市民後見人、並びにセンターへの期待をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

多田 ● ちょうど7年数ヵ月前にこの新しい成年後見制度が始まって、そのまだ1年目くらいの頃だったと思いますが、市の措置で養護老人ホーム入所中の方が脳内出血で入院されたんです。その場合、入院3ヵ月を経過すると措置期間が切れます。その頃は市町村長申立もなかなかできなくて、結局、遠い親族の申立人を見つけて、何とか協力していただいて、私が後見人に選任されました。選任されてからは、病院に入院していると毎月10万ぐらい諸費用がかかってしまうので、いずれ生活保護の申請をしなければいけないというかたちになりました。それが運良く緊急度が高いということで、特別養護老人ホームに3ヵ月後ぐらいで入所できまして、養護老人ホームから、そのホームに荷物等を搬送して生活の落ち着きを取り戻されました。

たとえば、このような初期段階で私が選任された事案を考えてみますと、その方の財産管理自体は本当にシンプルなかたちだったので、むしろ本人の見守りや監護、できるだけ本人の力を引き出すような温かい見守り活動がメインの後見事務だったのではないかと思います。でも司法書士をしておりまして、毎月1回ぐらいの訪問がぎりぎりの線だったのです。だから一番シンプルな形でしか活動ができませんでした。

そういう時、専門家ではできない部分を、市民の方が担っていただいていたら、本当にいろいろなことができたのではないかというのを僕はちょっと感じております。この方についても月1回の訪問で、カステラとか甘いものが好きだとか、名前は忘れましたが「〇〇店の〇〇まんじゅうをかうてこい」とかはっきり言われるのです。また浄瑠璃が好きなのがわかって、浄瑠璃のCDを買ってきて聞かせてあげたら無性に喜んでいただいたり、ほんのきっかけですが、つき合う機会が増えれば増えるほど、どういことがその本人の趣味なのかがわかるんです。でも専門職の場合は、やはり限界点があるのかなと思います。そのような身上監護面を中心にするような後見事務、そのようなかたちを市民後見人に担っていただけないかというのが、僕の前からの一つの希望でした。

岩間 ● 成年後見支援センターへの期待はいかがですか。

多田 ● 特に市民後見人養成システムについてですが、これはひとことで言うと「大阪市、やったな。本当にがんばってくれたな」という気持ちでいっぱいです。「少なくとも大阪市は行政責任でセンターの運営、財政、人材の確保を図る」「行政スタッフの継続性の確保」「市民後見人養成システムの確立」。いずれもたいせつなことで、私たちのような弁護士、社会福祉士、司法書士も、このセンターに大きく関与しながら、皆さんとともにこのセンターを盛り上げていきたいと思っています。

青木 ● 市民後見人が「これで無事に最後までご本人のためにできたな」と思っていただけるところまで大阪市がいつ

しよに伴走し相談や助言をしていく、そういうセンターを作られたことは、全国の中でも初めてのことであり、たいへん画期的なことだろうと思っています。これでようやく第一歩が始まるのではないかと思います。

私ども専門職は、2000年に成年後見制度が新しくなってから、現実には親族と専門職のこの三つの職種を中心に担ってきたわけです。必ずしも、だれでもどこでもいつでも受けられる状況ではなくて、それでも7年がたとうとしています。やはりきちっと国や自治体もいっしょになってだれでも受けられる制度、決して財産を守るだけの制度ではなく、ご本人の判断が何らかの事情で十分でないときに、それをサポートすることによって生活を支えようという重要な仕組みですから、大きな期待を寄せています。

しかし、市民後見人が養成され、活躍されれば、それで事が足りるとはもちろん思っていません。市民後見人が果たせる役割がある。それ以外にも、それぞれの専門職や団体が役割を果たせることがある。まだまだ身近になっていないこの制度が、市民後見人が活動されることで、身近なところに「私の知っている人が、後見人として今度はがんばってくれてはる。私もちょっと一緒にお手伝いしようか」というような感じで、後見人がどんな人かというのがわかり、非常に親しみの持てるものになっていけばと思います。

そして、このような動きが、大阪市から全国に飛び火のように移って行って、各地でさらに展開されることによって、さまざまな後見制度のあり方、あるいはそれぞれの役割の分化や、それに対して自治体や国が果たすべき役割、責任ということがだんだん明らかになり、次の一步に進めるのではないかと思います。そういう意味で、この市民後見人の活動が10月から本格的に始動しますが、大きな期待をし、このセンターをいっしょに盛り上げていきたいと思っています。

岩間●みなさん、どうもありがとうございました。「市民後見人さんならではの」という点にポイントがあるように思います。つまり専門職ではなく市民さんだからできることは何か。田村さんの言葉に「市民感覚」というのがありました。当たり前の市民感覚を生かそうじゃないか、と。ある意味では、専門職感覚というのはまひしている部分もあるので

はないか感じる時があります。だからこそあたりまえの市民感覚が意味をもってくるように思います、そしてもう一つ加えるならば、当たり前の「本人感覚」という部分で、「本人らしさ」という部分に近づいてはもらえないかを感じるわけです。専門職ではなく、市民としての「市民感覚」と、本人さんの気持ち、嗜好、ライフスタイルといったものに近づいていくための「本人感覚」というところに、市民後見人に期待したい部分があるということではなかったかと思っています。

さらに、細かいかわりができるという可能性があります。月1回の訪問が精一杯というのではなく、買い物の帰りに地下鉄の駅を一つ前で降りて訪問するといったような細かいいていねいなかかわりができるのではないかと。それは単に密なかかわりということではなく、もっともっと本人に近づいて、そしてもっと本人を理解してもらえること。そして本人の希望、先ほどおまんじゅうやら浄瑠璃という話がありました。そういったニーズをもっとキャッチできるのではないかと。それによって本人らしさを尊重した後見活動になっていくのではないかとというのが2つ目です。

それから、大きく分ければ最後の3つ目。これは大きな話になるわけですが、今回のことで、この新しい成年後見制度が初期段階から成熟に向けた次の一步を踏み出すことになっていくのではないかと。そして、いろいろなネットワークを組んだり、広い意味での連携を地域の中で、あるいは市町村としての機能として取り組むことによって、成年後見制度の課題が見えてくるのではないかと。つまりは、地域福祉の推進へ大きな一つの方法になり得るのではないかと感じます。

しかしながら、市民後見人の活動、成年後見制度そのものがそうなのですが、その可能性や課題はやってみなければわからないところもまだまだあるわけです。今日この会場にお見えの方と、新しい成年後見制度のあり方を一緒に模索していく、今日がその一步になればと思います。

※この稿は平成19年6月20日にクレオ大阪中央大ホールで開催された「大阪市成年後見支援センター開設記念フォーラム」の講演内容の聴き取りから抜粋、再構成したものです。

《平成19年度》

後見人等養成講座修了式・ 第1期市民後見人登録式を挙



平成19年10月6日(土)にアビオ大阪(大阪市立労働会館)で「平成19年度後見人等養成講座修了式・第1期市民後見人登録式」が行われました。今回の式典には、後見人等養成講座修了者45人、市民後見人バンク登録者44人が参加しました。

まず成年後見支援センターの村江所長、続いて大阪市健康福祉局の妹尾地域福祉支援担当課長が、それぞれあいさつ。続けて修了証書と登録証を授与した後、市民後見人の代表お2人があいさつをされました。

岩間伸之大阪市大准教授(センター運営委員会委員長)のあいさつのおと、出席された大阪弁護士会の青木佳史弁護士(センター企画委員、専門相談員)大阪社会福祉士会の田村満子社会福祉士(センター企画委員、専門相談員)とともに修了者・登録者は懇親し、判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域をめざした活動への決意を新たにしました。